

SMS

グリーン調達ガイドライン

— 第1版 —

制定 2017年12月25日

はじめに

サンコースプリング株式会社は、地球環境の保全が人類共通の重要課題であることを認識し、企業活動と地球環境の調和をめざし、積極的かつ継続的に環境保全に取り組み、環境にやさしい製品・サービスを通じて企業としての社会的責任を果たします。

製品含有化学物質の面においては、欧州RoHS 指令やREACH 規則をはじめとする法規制や、お客様からの要求への対応などを改めて文書化し、制定致しました。

お取引先様各位と共にグリーン調達活動を推進し、サプライチェーンを通じて環境負荷物質の低減を目指したいと考えています。

趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

サンコースプリング株式会社
SMS Project Team

目次

1. グリーン調達ガイドラインの位置付け
2. 用語の定義
3. 調査方法
4. その他

付属書

付属-A 禁止物質個別リスト

付属-A 別紙 製品中の化学物質に関する非含有証明書

1.グリーン調達ガイドラインの位置付け

1.1 目的

- 1 材料、部品、製品等を調達する際のお取引先様との関係において必要な事項を定め、運用するために制定したものである。

1.2 適用範囲

当ガイドラインは、サンコースプリング株式会社（以降、SSC）が調達する材料、部品及び製品、包装材、（以下 調達品）、ならびにこれら調達品を供給頂く取引先に適用する。

1.3 秘密保持

提出頂いた調査票やその他の資料は、公的機関または当社の納入先からの要求があった場合、取引先が特定できないことなどを配慮のうえ開示する場合がある。

また、取引先の個人情報につきましては、適正な取扱いに関する法令その他の規範を遵守する。

1.4 改定

国内外の各種法規制、社会的要求および技術進歩による変化等により改定することがある。

1.5 問い合わせ先

問い合わせは、下記へお願い致します。

サンコースプリング株式会社

調達グループ

TEL: 045-543-8354

2.用語の定義

2.1 規制化学物質

地球環境全般に環境影響を及ぼす恐れのあるもので、SSCが購入する調達品において、含有の禁止や含有状況の把握が必要と判断した化学物質を言う。

2.1.1 禁止物質（22物質群）

規制化学物質のうち、調達品への含有を禁止する化学物質を言う。

2.1.2 要通知物質（53物質群）

調達品への含有を直ちに禁止する化学物質ではないが、将来的には禁止または制限をして行くべきものであり、含有情報の把握が必要と判断した化学物質を言う。

2.1.3 高懸念物質（SVHC）

ECHA(欧州化学品庁)が公表するSVHC 候補リストとSVHC に確定した物質（REACH規則の付属書XIV に掲載された物質）を言う。

2.1.4 含有

調達品中に化学物質が、添加、充填、混入または付着していることを言う。

2.1.5 意図的使用

調達品において機能目的で特定の化学物質を添加し、含有することを言う。

2.1.6 不純物

天然素材中に含有し、工業用材料として製造過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応過程で生じ、技術的に除去しきれない物質を言う。

2.1.7 含有禁止

調達品への含有を禁止する化学物質を言う。意図的な使用を禁止し、SSCが閾値を定めている物質については、不純物も含めた含有濃度が当社閾値未満であることを意味する。

SMS Project Team

© サンコースプリング株式会社

2.1.8 均質素材

複数の素材、部品等に分けられる調達品において、実質的に均質な(homogeneous) 部分を言う。

2.1.9 閾値

調達品の均質素材の部位に含まれる許容濃度を言う。

2.1.10 プラスチック

汎用プラスチック、エンジニアリングプラスチック、合成繊維、合成ゴム、インク、塗料、接着剤などの高分子を含むものを言う。

2.1.11 包装材

製品、部品、材料の輸送や保護のために用いるものを言う。

具体的には、段ボール、テープ、結束バンド、袋、シート、スティック、リール、トレイ、木枠、緩衝材などと、これらの表示に用いるラベル、インク、塗料等を言う。

3. 調査方法

3.1 調査の目的

調査は、SSCにおける調達品の含有化学物質把握を目的として、最新の含有情報を調達品毎にご提出頂く。

3.2 適用範囲

3.2.1 材料・部品・包装材への適用

SSCの調達品に適用する。

- ① 材料：薬品、金属材料、樹脂ポリマー、インク、はんだ材料、バインダー、ペースト、接着剤、テープ、紙、ゴム 等
- ② 部品：構部品、電子部品 等
- ③ 包装材：SSCより資料の提出を要求する包装材のみが対象となる。

3.2.2 副資材への適用

製造工程内で使用する消耗品類等の副資材への適用は、SSCが指定したものに限る。

3.3 提出資料

3.3.1 『製品中の化学物質に関する非含有証明書』（SSC-0910-001 別紙A）

『製品中の化学物質に関する非含有証明書』（SSC-0910-001 別紙A）は、取引先からSSCへ納入する製品に、本ガイドラインの付属書A 禁止物質個別リストに記載した物質（禁止物質）が含有していないことを証明した文書である。

3.3.2 『分析データ』

『分析データ』は、SSCが定めた閾値未満であることを証明するものとして、調達品について実際の分析結果を提出する文書である。

① 分析対象

分析対象は以下の通り。

金属：Pb,Cd,Hg,Cr6+ の4 物質群

金属以外：Pb,Cd,Hg,Cr6+,PBB,PBDE の6 物質群

包装材：Pb,Cd,Hg,Cr6+ の4 物質群（4 物資の合計値）

② 分析機関、分析装置

提出する分析データは、ISO/IEC17025 認定試験所で取得されたIEC62321、

EN15205 準拠の高精度分析データを推奨する。

※高精度分析データとは、誘導結合プラズマ発光分光分析ICP-OES、ICP-AES、誘導結合プラズマ質量分析ICP-MS、原子吸光分析AAS、FLAAS、イオンクロマトグラフ分析法IC、ガスクロマトグラフ質量分析法GC-MS、温水抽出ジフェニルカルバジド吸光光度法等 による高精度の定性・定量データを指す。

③ 分析データの必要記載事項

分析データには以下の項目を明記すること。

- a.処理方法：使用した公定法がある場合はその内容を記載し、異なる場合は、その方法を示すこと。プラスチック中のカドミニウム、鉛分析の場合は、完全溶解させた旨を記載すること。
- b.測定方法：測定法名または公定法名
- c.機関名称、測定者名、測定責任者名（捺印またはサイン）
- d.測定日
- e.測定結果：非検出/N.D（Not Detectable）の場合は定量下限値を明記。
- f.測定フローチャートの記載

④ 分析データは、分析実施日より1年以内のデータを提出すること。

3.3.4 『成分表』

『成分表』は、主要構成成分が明示され、『禁止物質』が成分に含有していないことを明確にするための文書であること。

MSDS*（Material Safety Data Sheet）、鋼材ミルシート、JAMP MSDS plus、JAMP AISシート等で代替可能であるが、成分開示が不十分な場合は、別途成分表の作成、提出を要求することがある。また、構成する成分の一部が営業秘密等に関わり、具体的な化学物質を開示できない場合は、『開示されたもの以外の成分に貴社の定める禁止物質は含有しておりません。』旨の記載の併記をすること。

*MSDS は、原則GHS(The Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals) 対応した書式（JIS Z7250-2005）準拠での提出をすること。

4. その他

4.1 RoHS指令・ELV指令の適用除外

RoHS 指令・ELV 指令の適用除外項目については、SSC問い合わせ先に連絡して確認すること。

4.2 個別要求による情報提供

SSCより個別に情報提供を要求する場合がある。

<要求例>

- ① 法令改正等による追加調査
- ② ハロゲンフリー保証書
- ③ 貿易管理関係書類

4.3 調査回答様式と再提出について

① グリーン調達ガイドラインの今回の制定に伴う再調査、回答は不要とする。

必要な場合は、SSCより要請をさせて頂くこととする。

② 取引先における、4M『人(Man)、機械(Machine)、材料(Material)、方法(Method)』

変更等による改定、再提出が必要と判断される場合は、その都度提出をすること。

4.4 納品書への非含有表示について

SSCの調達品に禁止物質が含有されていないことを示すため、納入に付随して提出する書類（納入書、試験成績書等）に『本納入品に、貴社の定める禁止物質は含有していません。』またこれに準じた同義の表記をすること。

付属-A 禁止物質個別リスト

No	化学物質名		CAS No.	閾値	用途/備考
A1	オゾン層破壊物質	特定ハロン、特定フロン (CFC,HCFC,HBFC)	総称 Several		
		臭化メチル(プロモetan)	74-83-9		
		1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6		
		プロモクロロメタン	74-97-5		
		四塩化炭素	56-23-5		
A2	PCB/PCT類及びその代用品類	PCB(ポリ塩化ビフェニール)	1336-36-3		
		PCT(ポリ塩化ターフェニール)	61788-33-8		
		モノメチルジプロモジフェニルメタン (DBBT)	99688-47-8		
		モノメチルジクロロジフェニルメタン (Ugilec121/21)	-		
		モノメチルテトラクロロジフェニル (Ugilec141)	76253-60-6		
A3	ヘキサクロロベンゼン		118-74-1		
A4	PBB(ポリ臭化ビフェニール)		36355-01-8		
A5	PBDE(ポリ臭化ビフェニールエーテル)		総称 Several		
A7	PCN(ポリ塩化ナフタレン類/塩素数3個以上)		総称 Several		
A8	塩素化パラフィン類(短鎖型塩化パラフィン)		総称 Several		
A10	ビス(クロロメチル)エーテル		542-88-1		
A13	分解により特定アミンを発生するアゾ化合物		総称 Several		人体に持続的に触れる用途のみ対象
A15	塩化ビニルモノマー		75-01-4		PVC中の未反応残留モノマーは対象外
A16	アスベスト類 (アスベスト入りタルク、エリオナイト等を含む)		(1332-21-4)		
A17	特定の有機すず化合物 (トリフェニルすず類、トリブチルすず類)		総称 Several		
A18	水銀 及びその化合物		(7439-97-6)	1,000ppm※1	
	アルキル水銀化合物		総称 Several	1,000ppm※1	水銀としての閾値：1,000ppm
A19	カドミウム 及びその化合物		(7440-43-9)	100ppm※1	但し、ゴム、樹脂、インク、塗料の閾値は5ppmとする
A20	六価クロム化合物		(18540-29-9)	1,000ppm※1	
A21	鉛 及びその化合物		(7439-92-1)	1,000ppm※1	但し、ゴム、樹脂、インク、塗料の閾値は100ppmとする
A22	ホルムアルデヒド		50-00-0		原則禁止とする。最終製品に残留しないものは対象外(使用可)とする
A23	シアン化合物①		総称 Several		① 瞬間接着剤(シアノアクリレート)(CAS No.7085-85-0)は除外する ② 樹脂硬化剤に含有するジシアンジアミド(CAS No.461-58-5)は除外する
A24	ビスフェノールA (4,4'-ジヒドロキシ-2,2'-ジフェニルプロパン) (4,4'-イソプロピリデンジフェノール)		80-05-7		ビスフェノールA型樹脂は、未反応分も含め対象外
A25	特定トリベンゾアゾール 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール等		総称 Several (3846-71-7)		
A26	PFOS(パーフルオロオクタンスルホン酸) (C8F17S03の酸または塩、およびC8F17S02F(PF0SF))		(1763-23-1)		
A27	ジメチルホルムアミド(ホルム酸ジメチル,DMF)		624-49-7		
A00	SVHC(付属書C)				(調査は付属書Cで対応する)

注1 包装材については、Pb,Cd,Hg,Cr6+の合計で100ppm未満であること。

注2 SVHCの調査は、非含有証明書では無く、付属書Cに従った調査を行う。

付属書CのSVHCと付属書A,Bの化学物質が重複する場合は、その各々に対して調査回答をすること。

注3 SSCと取引先との間で、納入仕様書、図面等で使用・含有を認めている場合は禁止の除外とする。

付属-A 別紙

年 月 日

サンコースプリング株式会社 宛

貴社名：

社印

責任者：

印

製品中の化学物質に関する非含有証明書

弊社は、サンコースプリング株式会社に、直接または第三者を通じて納入する製品（材料、部材及び包装材料の付帯部分を含む）に、以下に記載する化学物質を意図的に含まない（ただし、規制数値のあるものにあつては、意図的、非意図的を問わず当該規制値未満であること）ことを証明致します。

対象化学物質

No.	物質名または物質群名
A-1	オゾン層破壊物質
A-2	PCB、PCT及びその代用品類
A-3	ヘキサクロロベンゼン
A-4	PBB（ポリ臭化ビフェニル）
A-5	PBDE（ポリ臭化ビフェニルエーテル）
A-7	PCN（ポリ塩化ナフタレン類/塩素数3個以上）
A-8	塩素化パラフィン類（短鎖型塩化パラフィン）
A-10	ビス（クロロメチル）エーテル
A-13	分解により特定アミンを発生するアゾ化合物 *
A-15	塩化ビニルモノマー（クロロエチレン） *
A-16	アスベスト類（アスベスト入りタルク、エリオナイト等を含む）
A-17	特定の有機すず化合物（トリフェニルすず類、トリブチルすず類）
A-18	水銀及びその化合物（アルキル水銀化合物を含む） *
A-19	カドミウム及びその化合物 *
A-20	六価クロム化合物 *
A-21	鉛及びその化合物 *
A-22	ホルムアルデヒド *
A-23	シアン化合物（シアノアクリレート、ジシアンジアミドを除く） *
A-24	ビスフェノールA *
A-25	特定トリベンジアゾール
A-26	PFOS（C8F17503の酸または塩、およびC8F17502F(PF05F)）
A-27	ジメチルフマレート（フマル酸ジメチル、DMF）

物質名の後に（*）のあるものは、何らかの制限や除外などの条件のあるものです。